

飛行経歴が 10 時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例

航空法第 132 条ただし書に基づく飛行の禁止空域における飛行の許可及び同法第 132 条の 2 ただし書に基づく飛行の方法によらない飛行の承認を必要とする無人航空機の飛行について、飛行訓練等において無人航空機を飛行させる者に 10 時間の飛行経歴がなくても十分な飛行経験を有した監督者※の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しているところです。

※ 少なくとも 10 時間以上の飛行経歴を有し、飛行の方法に応じて必要な能力を有した者

本事例について下記のとおり紹介いたしますので、飛行訓練等で飛行経歴が 10 時間に満たない者が飛行する申請の際の御参考にしてください。なお、許可等の期間は原則 3 ヶ月以内ですが、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることができ明らかな場合には、1 年を限度として許可することも可能です。

安全性の確保方法等に御不明な点がございましたら、国土交通省航空局に御相談ください。

記

飛行経歴が 10 時間未満の者で許可・承認を行った例

【事例 1】

飛行経歴 4 時間の者が、四方がネットで囲まれている敷地において第三者の立入が制限され、ジオ・フェンス機能を設定し飛行範囲の制限を行い、十分な飛行経験を有する者の監督の下で飛行させる。

【事例 2】

飛行経歴 2 時間の者が、飛行させる者が管理する敷地内において第三者の立入が制限され、ジオ・フェンス機能を設定し飛行範囲の制限を行い、十分な飛行経験を有する者の監督の下で飛行させる。

【事例 3】

飛行経歴 1 時間の者が、補助者を配置して注意喚起をすることにより、飛行範囲内に第三者が立ち入らないようにし、機体をロープで係留し飛行の範囲の制限を行い、十分な飛行経験を有する者の監督の下で飛行させる。